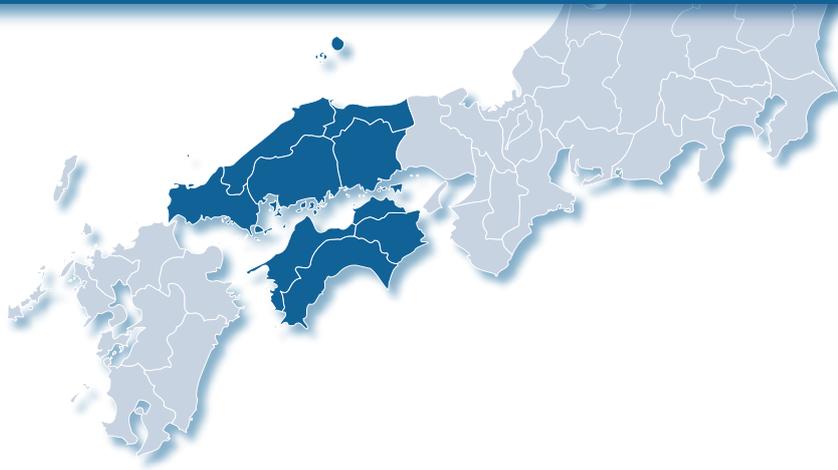




# プライバシーマーク 申請手続きガイドブック



中四国プライバシーマーク審査センター  
特定非営利活動法人 中四国マネジメントシステム推進機構

# ■ ご挨拶

特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構内の中四国プライバシーマーク審査センター(PMACS: Privacy Mark Assessment center in Chugoku and Shikoku) は2009年10月21日に一般財団法人日本情報経済社会推進協会(Japan Institute for Promotion of Digital Economy and Community)より、中国・四国地域を担当するプライバシーマーク指定審査機関(以下、「指定審査機関」という)指定を受けました。

本冊子は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めたプライバシーマーク制度設置及び運営要領に基づき、当指定審査機関が運用する審査制度の概要を示したものです。

# ■ もくじ

## 1. プライバシーマーク制度について

- (1) 制度の概要
- (2) 制度の目的
- (3) 審査・付与適格決定のしくみ
- (4) 付与の対象・単位
- (5) 有効期間
- (6) プライバシーマーク審査・付与適格決定に係る費用
- (7) 事故等の報告

## 2. プライバシーマーク付与適格性審査手続き

- (1) 申請書類の送付
- (2) 申請の受取・書類審査・審査料等の請求
- (3) 申請受理
- (4) 文書審査
- (5) 現地審査
- (6) 旅費請求・改善確認
- (7) 審査判定委員会・付与適格決定の通知
- (8) プライバシーマーク付与登録料の請求
- (9) プライバシーマーク付与契約書と登録証の交付
- (10) 付与事業者の公表・WEB公開

## 3. 申請事項の変更

## 4. 申請書類・申請方法

- (1) 地域区分の指定審査機関に関するご案内
- (2) 申請書類
- (3) 申請方法

# 1. プライバシーマーク制度について

## ■ (1) 制度の概要

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に準拠し、且つ、個人情報保護マネジメントシステム(以下「PMS」という)に基づいた体制の整備・運用が行われているかを審査し、付与機関である一般財団法人日本情報経済社会推進協会(JIPDEC)が審査・付与する制度です。

付与適格決定を受けた事業者は、JIPDECからプライバシーマークの付与が行われ、事業活動に関してプライバシーマークの使用が認められます。

## ■ (2) 制度の目的

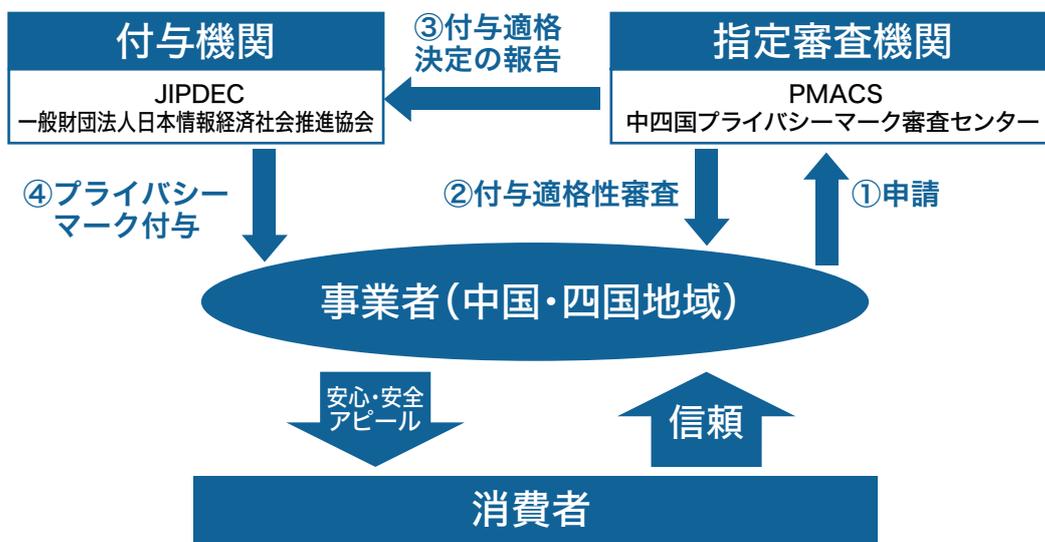
プライバシーマーク制度は、事業者が個人情報の取扱いを適切に行う体制等を整備していることを審査・付与適格決定し、その証として“プライバシーマーク”の使用を認める制度で、次の目的を持っています。

- 消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- 適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

プライバシーマーク付与適格決定は、法律の規定を包含するJIS Q 15001に基づいて第三者が客観的に評価する制度であることから、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルの個人情報保護マネジメントシステムを確立し、運用していることをアピールする有効なツールとして活用することができます。

## ■ (3) 審査・付与適格決定のしくみ

PMACS(中四国プライバシーマーク審査センター)では、以下の体制でプライバシーマーク制度が運営されています。



## ■ (4) 付与の対象・単位

PMACSの審査・付与適格性審査の対象は、中国・四国地域(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県)に本社(本拠地)が所在する事業者です。また、プライバシーマーク付与は、法人単位となります。

その上、少なくとも次の条件を満たしている事業者であって、実際の事業活動の場で個人情報の保護を推進している必要があります。

1. JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項(注1)」(平成18年5月20日改正)に準拠した個人情報保護マネジメントシステム—要求事項(以下「PMS」という。)を定めていること。
2. PMSに基づき実施可能な体制が整備されており、且つ、個人情報の適切な取扱いが実施されていること。
3. 次に示す欠格事項のいずれかに該当しない事業者であること。

- 申請の日前3ヶ月以内に指定審査機関から、プライバシーマーク付与適格性を有しない旨の決定を受けた事業者
- 申請の日前1年以内にプライバシーマーク付与適格の取消し又はプライバシーマーク使用契約の解除を受けた事業者
- 個人情報の取扱いにおいて発生した個人情報の外部への漏洩その他情報主体の権利利益の侵害により、「運営要領」に基づき別に定める基準により判断された申請を不可とする期間を経過していない事業者
- 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年7月10日法律第122号)第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業者またはこれらに類似する営業を営む事業者
- 役員(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。以下この条において同じ。)のうちに、次のいずれかに該当する者がいる事業者
  - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ②「個人情報の保護に関する法律」規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - ③「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」の規定に基づき指定暴力団又は暴力団連合に指定された暴力団の構成員である者
- 「インターネット異性紹介事業者」でプライバシーマーク制度における欠格事項に該当する事業者

なお、上記の3.に該当するか否かについては、事業者自身による申請書での宣誓と、現地審査時に確認します。

※注1

PMSは、JIS Q 15001では、「事業者が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直しを含むマネジメントシステム。」と定義しています。したがって、PMSは、社員等に周知されていることが必要で、その上、実行可能なものであることが求められます。

## ■ (5) 有効期間

プライバシーマーク付与の有効期間は、2年間です。ただし、更新の手続きによって2年間の延長を行うことができます。以降は、2年ごとに更新を行うことができます。

なお、更新申請は、有効期間の終了する8ヶ月前から4ヶ月前までの間に行わなければなりません。

## ■ (6) プライバシーマーク審査・付与適格決定に係る費用

i. プライバシーマーク審査に係る料金は次の通りです。

単位:円(消費税8%込)

種 別	新規のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
事業者規模						
申請料	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429	51,429
審査料	205,715	462,857	977,142	123,428	308,572	668,571
合 計	257,144	514,286	1,028,571	174,857	360,001	720,000

備考1:申請料振込後、審査を開始します。振込後、申請事業者の都合により審査前に申請を取り下げる場合であっても申請料は返却いたしません。

備考2:審査料には、審査関係事務、書類審査、現地審査、報告書作成の各費用を含みます。

備考3:現地審査に要する標準時間の目安は、5時間から8時間です。ただし、事業所が分散している事業者、取扱う個人情報の種類が多い事業者等の場合には標準時間を超えることがありますので、事前に協議して現地審査時間と現地審査料を決定します。下記の表に示す時間を超えた場合は、1時間当たり41,142円(消費税8%込)を追加請求できるものとします。

備考4:尚、上記金額以外、現地審査にかかる交通費、宿泊費等はPMACS旅費規程(WEB公開)により、現地審査後に合わせて別途請求いたします。

種 別	小規模		中規模		大規模	
	新規	更新	新規	更新	新規	更新
現地審査時間 (2006年版JIS)	5時間 以内	5時間 以内	6時間 以内	6時間 以内	8時間 以内	8時間 以内

註)事業者規模の区分

事業者の区分は、以下の通りとします。

- ①大規模事業者:中規模事業者(下記②)の規模を超える事業者
- ②中規模事業者

事業者規模	製造業その他	卸売業	小売業	サービス業
資本金(万円)	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員数	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

備考5:資本金、従業員数のいずれか一方にあたる場合は中規模として分類されます。

備考6:従業者とは、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(経済産業省)に基づき、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指導監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者(正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等)と、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含みます。なお、従業者数の確定は、現地審査時点での人数で行います。

備考7:製造業その他の業種には、製造業のほか、鉱業、建設業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、通信業、金融・保険業、不動産業及びその他の業種(卸売業、小売業(飲食店を含む)、サービス業をのぞく)に属する事業を主たる事業として営む事業者をいいます。

③小規模事業者:常時使用する従業員数の数が20人(卸売業、小売業(飲食店を含む)又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものについては5人)以下の事業者

## ii. プライバシーマークの付与登録に係る料金

プライバシーマークのマーク使用にかかる料金は次の通りです

単位:円(消費税8%込)

事業所規模	小規模	中規模	大規模
付与登録料	51,429	102,858	205,715

備考8:付与登録料は2年間の料金です。PMACSの付与適格決定後、JIPDECより請求されますので使用契約時に一括して納めて下さい。

## iii. 再現地審査に係る料金

現地審査後、事業内容又は実施体制の著しい変更等が生じた場合は、必要に応じて現地審査を再度実施し、以下の料金表に基づき費用を請求します。

単位:円(消費税8%込)

費目	料金
基本料金	51,429
審査実費	20,571(1人時単価)×(実際にかかった時間)×2(審査人数)
計	20,571×(実際にかかった時間)×2+51,429(基本料金)

備考9:宿泊費、旅費、移動時間に係る費用は、PMACS旅費規程(WEB公開)により、再現地審査終了後別途請求します。

## iv. 現地調査に係る料金

プライバシーマーク付与適格決定後、個人情報の漏えい事故の発生やプライバシーマークの不正使用が発見された場合など、PMACSが調査の必要があると認めるときは、付与事業者と協議の上、現地調査を実施し、以下の料金表に基づき費用を請求します。

単位:円(消費税8%込)

費目	料金
審査実費	20,571(1人時単価)×(実際にかかった時間)×2(審査人数)

## ■ (7) 事故等の報告

### ■ 個人情報の取扱いにおける事故等の報告

プライバシーマーク付与の申請を行おうとする事業者で、個人情報の取扱いにおける事故等が発生した場合には、下記の要領であらかじめ報告を頂き、PMACS(中四国プライバシーマーク審査センター)の判断を受けるようにお願いいたします。

また、プライバシーマーク付与事業者及び既に申請している事業者についても同様に報告をお願いいたします。

### ■ 報告対象事業者

報告対象事業者は次のとおりです。

1. プライバシーマーク付与事業者 (PMACS付与適格決定)
2. PMACSにプライバシーマーク付与適格性審査の申請をしている事業者
3. PMACSにプライバシーマーク付与適格性審査の申請することを検討している事業者

### ■ 報告の内容

報告には、別紙(WEB公開)「個人情報の取扱いに関する事故等の報告書(様式1)」を用い、各項目についてはチェック漏れ、記入漏れの無いように記載してください。

また、報告に際しては、事業者区分別の表紙(付与事業者用:様式2、申請中事業者用:様式3、申請検討中事業者用:様式4)を添付してご送付ください。

※報告書は、代表者印を押印のうえ、送付の際は配達記録が残るもの(宅配便など)でご送付ください。

報告先:

〒732-0821 広島県広島市南区大須賀町17-5 シャンボール広交2F

特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構

中四国プライバシーマーク審査センター 宛

TEL:082-236-3115

### ■ 報告書の取扱い

当該報告書は、報告頂いた個人情報の取扱いにおける事故等の欠格性を判断するためにPMACSで利用します。また、事故等の内容によっては、プライバシーマーク審査会での審議を経て決定する必要があることから、その場合には報告書の複写を審査会に提出することもあります。

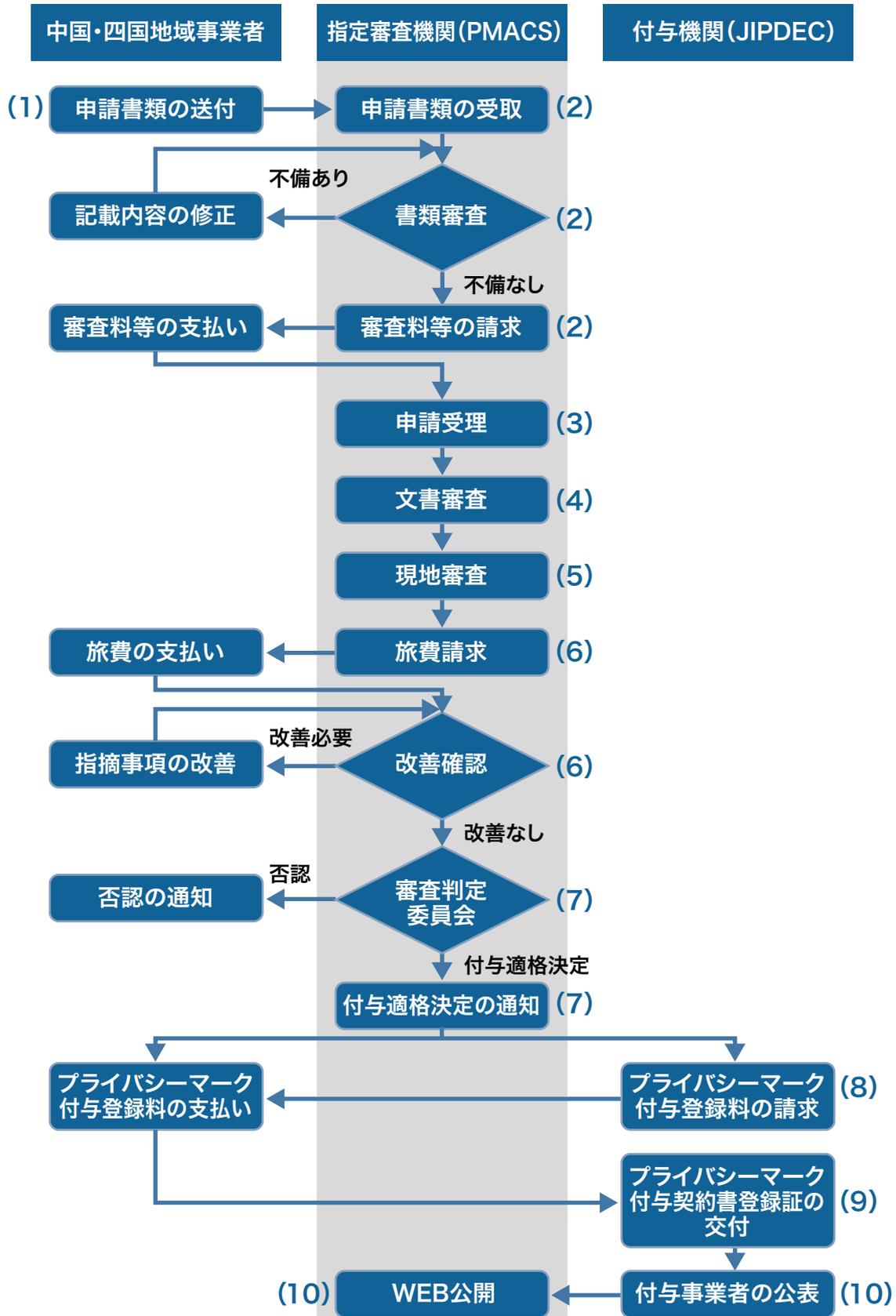
また、認定個人情報保護団体である一般財団法人日本情報経済社会推進協会の対象事業者の場合には、一般財団法人日本情報経済社会推進協会を通じて、経済産業省への報告に利用いたします。

なお、本報告書(原本)は、PMACSで保管・管理いたします。

## 2. プライバシーマーク付与適格性審査手続き

### ■ 審査手続きの流れ

審査手続きは、以下の手順でおこないます。(下図参照)



## ■ (1) 申請書類の送付

PMACSに申請しようとする事業者は、申請書類の様式に従い、プライバシーマーク付与適格性審査申請書を作成し、必要書類と一緒にPMACS宛に送付します。

### ①新規申請の場合

個人情報保護マネジメントシステム(PMS)が申請までに少なくともPDCAサイクルを1回以上以上運用されていることが必要です。従って、教育実施サマリー、監査実施サマリーなどの諸記録については、その期間内に作成したものを提出します。

### ②更新申請の場合

プライバシーマーク付与の有効期間の満了を迎える事業者が更新申請をする場合は、プライバシーマーク付与の有効期間の満了前、8ヶ月前から4ヶ月前までの間とします。

### ③プライバシーマーク付与適格性審査申請書類一式

新規申請及び更新申請には、「4.申請書類・申請方法」の申請書類一覧のそれぞれの申請書類を用意します。

## ■ (2) 申請の受取・書類審査(欠格事項の確認を含む)・審査料等の請求

申請受付窓口等で受け取った申請書類については、まず申請書類の不足及び記載漏れの確認、申請資格があるか等の審査をいたします。

申請書類が全て揃っている場合は書類を預かり、「プライバシーマーク付与適格性審査申請に係る申請書類受領書」及び「審査料等請求書」を送付いたしますので、指定の口座に速やかに振り込んでください。

申請書類が全て揃っていない場合は、申請事業者の費用負担で返却させていただきます。

## ■ (3) 申請受理

審査料等の入金確認後、上記の書類審査に問題がない場合は、文書審査に移行します。

## ■ (4) 文書審査

受理された申請書類の記載内容等に関して、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)等の個人情報保護の行動指針を定めた規程類の整備状況、それらの規程類に準じた体制整備状況の視点から審査を行います。

基本的には、先に示した「プライバシーマークの付与適格性審査を申請できる事業者」としての2つの条件を満たしていることが必要ですが、特に下記の事項については重要な条件となります。

- a. 個人情報の管理者が指名され、個人情報保護についての社内の責任、役割分担が明確である等、個人情報を適切に取り扱う体制が整備されていること。
- b. 申請までに年1回以上、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の周知徹底の措置(教育、研修等)を実施していること。
- c. 申請までに1回以上、事業者内部の個人情報の保護の状況を監査していること。
- d. 当該者に係る個人情報保護に関する相談窓口が常設され、かつそれが消費者に明示されていること。

- e. 当該者が有する個人情報について、外部からの侵入又は内部からの漏えいが発生しないよう適正な安全措置を講じていること。
- f. 企業外部への個人情報の提供、取扱いの委託を行う際には、責任分担や守秘に係る契約を締結する等、個人情報について適切な保護が講じられるよう措置していること。

審査に際して生じた疑義については、別途必要な資料の提供を求めることもあります。

## ■ (5) 現地審査

文書による審査が終了すると、申請事業者に対して現地審査を実施します。

これは、文書上の審査において生じた疑義の確認、および個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の通りに体制が整備され、運用しているか等について確認するために行うものです。

### ① 代表者へのインタビュー

- 個人情報に関する事故の有無確認
- 事業内容/経営方針
- プライバシーマーク申請のきっかけ
- 個人情報保護方針とその周知方法
- 個人情報保護管理者・監査責任者の任命
- マネジメントレビュー

### ② 運用状況の確認

申請担当者、個人情報保護管理者、監査責任者等へのヒアリング

- 個人情報を取り扱う業務の確認
- 特定の手順
- 教育・訓練
- 監査
- 委託契約・選定基準
- リスクの認識と処理
  - 輸送/オンサイト委託/ネットワーク・不正アプリケーション/ウィルス/リモートアクセス
- 電話帳データ等本人の同意を取れてないものの利用・提供の有無
- 本人からの要求に対する対応

### ③ 現場での実施状況の確認

- 個人情報保護方針の周知状況
- 物理的アクセス制御
  - 入口・マシン室・倉庫・書庫・金庫・引出し・鍵管理
- 論理的アクセス制御
  - クライアント/サーバ・暗号化・暗号鍵管理
- バックアップ
  - 記録媒体の管理
- 記録
  - 授受、破棄等の確認書類・入退室、アクセスログ・管理台帳
- オンライン特有の処置
  - 個人情報保護方針の掲載・個人情報取得時のSSLの使用・業務毎の“同意文言”・Cookieなどの利用の有無
  - クロスサイトスクリプティング(CSS)、SQLインジェクションなどのセキュリティ対策

#### ④総括

講評・指摘事項等の説明

## ■ (6) 旅費請求・改善確認

現地審査に係る交通費、宿泊費(PMACSで定めた旅費規程(WEB公開)を適用)については、現地審査終了後請求書を送付しますので、速やかに指定の口座に振り込んで下さい。振込みのない間、審査を中止することが出来るものとします。

文書審査及び現地審査においては、審査の過程でPMS(個人情報保護マネジメントシステム)の不備があった場合、その補正や運用状況の改善などの指摘をすることがあります。指摘を受けたときには、指摘にしたがって速やかに改善を行う必要があります。

## ■ (7) 審査判定委員会・付与適格決定の通知

プライバシーマーク付与適格性の認否を行う審査判定委員会(外部有識者で構成)は、定例で月1回程度開催します。

付与適格決定後、PMACSは「付与適格決定通知書」を申請事業者に送付します。なお、否認決定が行われた場合は、否認となった理由を付記の上、「否認決定通知書」を申請事業者に送付します。

※機密保持等

審査判定委員会の委員、審査員、職員は機密保持の誓約書等を提出し、審査の課程で知り得た情報の機密を保持し、法令に定める場合を除いて第三者に対して開示いたしません。

## ■ (8) プライバシーマーク付与登録料の請求

プライバシーマーク付与適格決定の通知を受けた申請者は、指定の期日までにプライバシーマーク付与登録料として、付与の有効期間2年間分に相当する金額を「プライバシーマーク付与登録料請求書」に基づき一括して付与機関であるJIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)に振り込んでください。

※プライバシーマーク付与登録料の詳細につきましては、1.(6)ii.プライバシーマークのマーク付与登録に係る料金をご覧ください。

## ■ (9) プライバシーマーク付与契約書と登録証の交付

付与機関であるJIPDEC(一般財団法人日本情報経済社会推進協会)は、使用料の振込を確認後、当該事業者に対してプライバシーマーク付与契約書と登録証を交付します。

プライバシーマーク付与契約書は、プライバシーマーク使用に関する事項を定めたもので、契約期間は2年間とします。(更新の手続きをとって使用の更新を行うことができます。)

## ■ (10) 付与事業者の公表・WEB公開

JIPDECと付与事業者とのプライバシーマークの付与契約の完了を受け、JIPDECとPMACSのWEB上に公表します。

# 3.申請事項の変更

申請書類の提出後及び付与適格決定後に、申請された事項に変更があった場合には、すみやかにPMACSに報告が必要です。報告は以下の事項に従って作成し、PMACS宛に送付して下さい。

〔変更報告が必要な事項〕

- ①事業者名
- ②登記上の本店所在地
- ③代表者
- ④個人情報保護管理者
- ⑤個人情報保護監査責任者
- ⑥申請担当者
- ⑦申請担当者の連絡先(勤務地、電話番号、E-Mailアドレス等)

なお、①～③の事項については、登記簿謄本(現在事項全部証明書)を添付の上提出して下さい。

変更申請様式:「プライバシーマーク付与に係る変更報告書」(WEB公開)

送付先:

〒732-0821 広島県広島市南区大須賀町17-5 シャンボール広交2F  
特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構  
中四国プライバシーマーク審査センター 宛  
「変更報告書在中」と明記してください。

# 4.申請書類・申請方法

## ■ (1)地域区分の指定審査機関に関するご案内

現在、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）では従来の業界区分ごとの審査を担当するプライバシーマーク指定審査機関（以下、「指定審査機関」という。）に加え、地域区分で審査を担当する指定審査機関として、下記6団体を指定しております。

つきましては、登記上の本社が中国・四国地域に所在する場合、原則として地域を担当する指定審査機関である非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構 中四国プライバシーマーク審査センターに申請くださるよう、ご案内方々お願いする次第です。

ただし、保健・医療・福祉分野の事業者は、地域に関係なく原則としてこの分野を担当する指定審査機関である(財)医療情報システム開発センター（MEDIS-DC）に申請くださるようお願い致します。なお、医療法人等の申請に関しては、申請単位の取扱いに関して例外事項がありますので、「プライバシーマーク付与単位の一部例外について」([http://privacymark.jp/referece/pdf/lchibureigai\\_080425.pdf](http://privacymark.jp/referece/pdf/lchibureigai_080425.pdf))をご覧ください。

ご承知のように、現地審査に要する審査員の交通費・宿泊費等のご負担を事業者各位にお願いしておりますが、当該地域の指定審査機関にご申請になることで、多少なりとも費用の軽減になると考えております。

なお、当該地域を担当する指定審査機関も、付与機関であるJIPDECおよび他の指定審査機関と変わらぬ審査体制を敷いて、適切な審査を実施できることを申し添えます。

記

指定審査機関名	下記地域に登記上の本店が所在する事業者
社団法人北海道IT推進協会	北海道
特定非営利活動法人みちのく情報セキュリティ推進機構	青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県
社団法人中部産業連盟	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県
財団法人関西情報・産業活性化センター	大阪府、京都府、福井県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県
特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県
財団法人くまもとテクノ産業財団	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

## (2) 申請書類

審査に必要な申請書類(WEB公開)は、以下の通りです。

必要な書類		様式	
申請書類	(0)	プライバシーマーク付与適格性審査申請チェック表 (紙媒体で提出)	様式2006-0
	(1)	プライバシーマーク付与適格性審査申請書 (代表者印の捺印があること)	様式2006-1
	(2)	会社概要	様式2006-2
	(3)	個人情報を取扱う業務の概要	様式2006-3
	(4)	すべての事業所の所在地及び業務内容	様式2006-4
	(5)	個人情報保護体制	様式2006-5
	(6)	個人情報保護マネジメントシステム(PMS)文書 (内部規程・様式)の一覧	様式2006-6
	(7)	JIS Q 15001 要求事項との対応表	様式2006-7
	(8)	教育実施サマリー(全ての従業員に実施した教育実施状況)	様式2006-8
	(9)	監査実施サマリー(全ての部門に実施した監査実施状況)	様式2006-9
	(10)	事業者の代表者による見直し実施サマリー	様式2006-10
(11)	2006年度版JISによる前回付与適格決定時から 変更のあった事業の報告 ※更新事業者のみ	様式2006-11	
登記事項証明書(「履歴事項全部証明書」あるいは「現在事項全部証明書」)等、申請事業者の 実在を証する公的書類(申請の日前3ヶ月以内に発行のもの。コピー不可)			
定款、その他これに準ずる規程類			
会社パンフレット(ある場合)			
個人情報保護マネジメントシステム(PMS)文書一式 (様式2006-6、様式2006-7に記載の内部規程・様式全て。様式類は記入されていない空欄の見本)			
個人情報管理台帳/リスク分析結果の記録された見本の、各1ページ分コピー(任意提出)			

備考1:「プライバシーマーク付与適格性審査申請チェック表(様式2006-0)」について 申請時に、必要書類が揃っていることを確認の上、必ずチェックを入れてご送付ください。

備考2:「申請書類」の印刷について 様式2006-0～様式2006-11については、A4の用紙を使用し、片面印刷でご提出ください。

## ■ (3) 申請方法

プライバシーマーク付与適格性の審査を受けようとする事業者は、申請書類を下記住所、PMACS(中四国プライバシーマーク審査センター)までご送付ください。(送付の際は配達記録が残るもの(宅配便など)でご送付ください。)

送付先:

〒732-0821 広島県広島市南区大須賀町17-5 シャンボール広交2F

特定非営利活動法人中四国マネジメントシステム推進機構

中四国プライバシーマーク審査センター 宛

TEL:082-236-3115

### 【お願い】

申請書、および申請書類に添付する規程類は、上述する申請書類の一覧に定める「規程番号」の順序に従い、2つ穴でファイル等に綴じ込んでご提出ください。

また、各規程には、名称を記載した見出し(インデックス)を可能な限り、貼付してください。(インデックスの様式・種類等は問いません。)

### 【ファイル、見出し(インデックス)例】





## 中四国プライバシーマーク審査センター 特定非営利活動法人 中四国マネジメントシステム推進機構

広島県広島市南区大須賀町17-5 シャンボール広交2F  
TEL/082-236-3115 FAX/082-236-3116 (〒732-0821)  
URL/<http://www.ms-kikoh.or.jp> E-Mail/[info@ms-kikoh.or.jp](mailto:info@ms-kikoh.or.jp)

